

## 新旧対照表

【関税法基本通達等の一部改正について（平成 29 年 4 月 24 日財関第 570 号）の別紙 14「新旧対照表】

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について（平成 17 年 5 月 27 日財関第 673 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
標記のことについて、別添のとおり、環境省自然環境局長から依頼があつたので、平成 17 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。	標記のことについて、別添のとおり、環境省自然環境局長から依頼があつたので、平成 17 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。
別紙	別紙
<p style="text-align: right;">〔環自野発第 050526002 号〕 平成 17 年 5 月 26 日</p> <p>改正 〔環自野発第 060829006 号〕 平成 18 年 8 月 29 日</p> <p>改正 〔<u>環自野発第 1704214 号</u>〕 <u>平成 29 年 4 月 21 日</u></p>	<p style="text-align: right;">〔環自野発第 050526002 号〕 平成 17 年 5 月 26 日</p> <p>改正 〔環自野発第 060829006 号〕 平成 18 年 8 月 29 日</p>
財務省関税局長 殿	財務省関税局長 殿
環境省自然環境局長	環境省自然環境局長
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 の施行に伴う輸入手続等に関する協力依頼について	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 の施行に伴う輸入手続等に関する協力依頼について
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）に基づく外来生物の輸入に関する規制措置が平成 17 年 6 月 1 日から実施されることになります。 については、外来生物の輸入通関の際における取扱いについては、平成 17 年 6 月 1 日から下記により実施されますようご協力願います。	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号）に基づく外来生物の輸入に関する規制措置が平成 17 年 6 月 1 日から実施されることになります。 については、外来生物の輸入通関の際における取扱いについては、平成 17 年 6 月 1 日から下記により実施されますようご協力願います。
記	記
1 (省略)	1 (同左)

## 新旧対照表

【関税法基本通達等の一部改正について（平成 29 年 4 月 24 日財閥第 570 号）の別紙 14「新旧対照表】】

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について（平成 17 年 5 月 27 日財閥第 673 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>2 税関への確認依頼事項等            (1)～(2) (省略)            (3) (1)及び(2)以外の種類名証明書の添付が必要な生物            種類名証明書に記載されている名称により、特定外来生物及び未判定外来生物でないことを確認する。            なお、証明書の種類によっては、種類名は特定せずに特定外来生物又は未判定外来生物のいずれでもない旨の証明がなされている場合もあるが、この場合も有効として取り扱って差し支えない。また、証明書は確認した記録として税関にて回収し、環境省自然環境局野生生物課に送付願いたい。</p>	<p>2 税関への確認依頼事項等            (1)～(2) (同左)            (3) (1)及び(2)以外の種類名証明書の添付が必要な外来生物            種類名証明書に記載されている名称により、特定外来生物及び未判定外来生物でないことを確認する。            なお、証明書の種類によっては、種類名は特定せずに特定外来生物又は未判定外来生物のいずれでもない旨の証明がなされている場合もあるが、この場合も有効として取り扱って差し支えない。また、証明書は確認した記録として税関にて回収し、環境省自然環境局野生生物課に送付願いたい。</p>
3～4 (省略)	3～4 (同左)
<p>5 輸入指定港            外来生物法施行規則第 32 条により、同法第 25 条第 2 項の港及び飛行場として、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港（以下「<u>輸入指定港</u>」という。）を指定している。<u>これらの輸入指定港以外の港又は飛行場では、種類名証明書の添付が必要な生物は輸入することができない。</u>            したがって、<u>これらの輸入指定港において、輸入通関手続を実施できる税関官署は下記に限られる。特例輸入申告等（関税法第 67 条の 19 に規定する輸入申告等をいう。）については、実際に輸入を行う輸入指定港以外の輸入指定港の税関官署においても輸入通関手続が可能である。</u>これら以外の税関官署では外来生物法に基づく種類名証明書の添付が必要な生物の輸入通関手続は実施できない。            なお、外来生物法の「輸入」とは、関税法第 2 条における「輸入」と同じであり、輸入指定港以外に到着した外来生物については、保税運送させ、次の税関官署において輸入通關手續をとることは可能であるが、運送途上において外来生物が逸出することのないよう輸入者に指導願いたい。  <u>【成田空港】 東京税関成田税関支署</u>  <u>東京税関成田航空貨物出張所</u>  <u>東京税關成田南部航空貨物出張所</u>  <u>【関西空港】 大阪税關關西空港税關支署</u>  <u>【中部空港】 名古屋税關中部空港税關支署</u></p>	

## 新旧対照表

【関税法基本通達等の一部改正について（平成 29 年 4 月 24 日財閥第 570 号）の別紙 14「新旧対照表】

【特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について（平成 17 年 5 月 27 日財閥第 673 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
東京税関成田航空貨物出張所	【福岡空港】 門司税關福岡空港税關支署
【関西空港】 大阪税關關西空港税關支署	
【中部空港】 名古屋税關中部空港税關支署	
【福岡空港】 門司税關福岡空港税關支署	
6 及び 7 (省略)	6 及び 7 (同左)